

政令第二十八号

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日は、平成二十六年二月二十一日とする。

理由

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。